令和4年度 税制改正解説

中小企業向け

法人課税 貸付け用の少額資産を取得した場合における取得価額の損金算入制度の見直し

1. 改正の概要

(1)内容

減価償却資産を取得した場合、通常は耐用年数に基づいた償却計算により損金算入が行われるが、少額資産につ いては短期に損金算入を認める下表の3制度が設けられている。今年度改正により、この3制度について、主要な 事業として行われる場合を除き、貸付けの用に供したものが対象資産から除外される。また、中小企業者等の少 額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、適用期限が2年延長される。

制度	取得価額要件	取り扱い (※3)	
少額の減価償却資産の 取得価額の損金算入制度	10万円未満 (又は使用可能期間が1年未満)	取得価額の全額を損金算入	
一括償却資産の損金算入制度	20万円未満	3年間の各事業年度において均等償却	
中小企業者等(※1)の少額減価償却資 産の取得価額の損金算入の特例	30万円未満	取得価額の全額を損金算入 (1事業年度当たり300万円まで)	

- ※1 中小企業者等とは、中小企業者(次の①もしくは②)又は農業協同組合等をいう。ただし、常時使用する従業員が500人超の法人、連結法人、 適用除外事業者(※2)を除く。
 - ①資本金又は出資金が 1 億円以下の法人 (同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上を所有されている法人 及び 2 以上の大規模法人に発行済 株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上を所有されている法人を除く。)
 - ②資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1.000 人以下の法人
- ※2 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人をいう。
- ※3 それぞれ損金算入するためには損金経理をする必要がある。



43

令和4年度 税制改正解説

中小企業向け

(2)まとめ(減価償却資産の損金算入制度の適用関係) ※ 赤字が改正内容

	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
少額の減価償却資産の 取得価額の損金算入制度	○ (<u>貸付け用を除く</u>)	×	×	×
一括償却資産の損金算入制度	○ (<u>貸付け用を除く</u>)	○ (<u>貸付け用を除く</u>)	×	×
中小企業者等の少額減価償却資産の 取得価額の損金算入の特例	○ (<u>貸付け用を除く</u>)	○ (<u>貸付け用を除く</u>)	○ (<mark>貸付け用を除く</mark>)	×
通常の減価償却	0	0	0	0

2. 適用時期

大綱からは不明である

3. 実務上の留意点

- 資産の貸付けが主要な事業として行われる場合には、本改正の対象外となる。したがって、物品賃貸業者(リース業・ レンタル業)が賃貸する少額資産や、不動産賃貸業者が物件に付随して賃貸する少額資産については改正の影響が ないと考えられる。
- 所得税についても同様の改正が行われる

4. 今後の注目点

「主要な事業として行われるもの」の定義



44